

大分県精神科救急情報センター運營業務委託契約書（案）

委託者 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と受託者
（以下「乙」という。）とは、
大分県精神科救急情報センター運營業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 甲は、乙に対し、別添「大分県精神科救急情報センター運營業務仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。乙はこれを受託する。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に要する費用として委託料 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）を乙
に支払うものとする。

（委託料の月額及び支払）

第4条 前条に規定する委託料の支払は、別紙「大分県精神科救急情報センター運營業務委託支払い内訳表」のとおりとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、これを免除する。

（履行期間）

第6条 この契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第7条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和 8年度 金 円

令和 9年度 金 円

令和10年度 金 円

ただし、発注者は予算の都合その他の必要があるときは、上記支払限度額を変更することができる。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

- 第9条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。
- 2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。
 - 3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
 - 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
 - 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
 - 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
 - 7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。
 - 8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(委託業務の調査等)

- 第10条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第11条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、もしくは打ち切ることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

- 第12条 乙はその責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、履行期間を延長するものとする。

(損害の負担)

- 第13条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場

合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第 14 条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託料につき、遅延日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第 4 条の委託料の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(機密の保持)

第 15 条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(義務違反の場合における損害賠償)

第 17 条 乙は、第 18 条第 5 号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を

有する者と認められたとき。

(違約金)

第 19 条 前条各号の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託料の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定による解除が、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

(契約外の事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県知事 佐藤 樹一郎 印

乙
印